

当組合への届出書類における押印の廃止について

当組合の事業運営につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に交付され、事業主・被保険者等の押印が不要となりました。

つきましては、当組合への届出書類については原則、押印が不要となりますので下記内容についてお知らせいたします。

記

1. 対象となる印

- ① 事業主の印
- ② 被保険者の印
- ③ 社会保険労務士の印
- ④ 医師の印

2. 対象となる届出書類

当組合へ提出する原則全ての届出書類

3. 引き続き押印が必要となる書類

- ・ 第三者行為による傷病届に関する書類等

4. 届出様式の取り扱い

届出書類については、順次、様式の変更を予定しておりますが、当面は現行の様式を使用します。従来の届書等で押印がない場合についても有効なものとして取扱います。

5. 施行日

令和3年6月1日

6. その他

- ① 当組合で確認が必要と判断した場合は、事業主や被保険者等への電話連絡による確認をすることがありますのでご了承ください。
- ② 訂正印も原則不要となります。訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください、ただし、事業主や療養担当医師等が記入する証明欄については、証明者の訂正であるという確認ができない場合も想定されるため、訂正箇所に証明者（記載者）の訂正印又は署名をお願いします。
- ③ 電子申請については、引き続き電子証明等の添付が必要となります。
- ④ この取扱いにおいては、押印を妨げるものではありません。